

慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、次のとおり提出する。

慣行の取扱いについて

2町村の慣行については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 町章については、新町において制定する。
- (2) 町の花、木、歌等については、新町において検討する。
- (3) 名誉町民制度については、新町において三田川町の例をもとに検討する。  
ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。
- (4) 宣言関係においては、新町において、新たに検討する。

平成17年1月14日 提出

三田川・東脊振地区合併協議会  
会長 福成千敏

平成17年1月14日 提案  
平成17年1月14日 承認

協定項目	16.慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(1)町章については、新町において制定する。 (2)町の花、木、歌等については、新町において検討する。		
<b>【町村章】</b>			
三田川町		東脊振村	
			
昭和45年4月1日制定		明治44年2月20日制定	
ミタ川を分解し、横3本がミと川、中央がタである。町民の融和と団結を表し、町の発展を象徴する姿である。		村名の頭字たる東に因み「ヒガ四」を意味し且つ本村は四大字より成るを以てヒを四つ描きて当村の紋章と定む	
<b>【町村の花、木】</b>			
区分	三田川町	東脊振村	
町村花	桜	サザンカ	
町村木	桜	サザンカ	
制定年月日	昭和61年	昭和60年	
<b>【町村の歌】</b>			
町村歌、音頭	有	有	

協定項目	16.慣行の取扱い	関連項目	
調整方針	(3) 名誉町民制度については、新町において三田川町の例をもとに検討する。ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。 (4) 宣言関係においては、新町において、新たに検討する。		
<b>【名誉町民制度】</b>			
	三田川町		東脊振村
	三田川町名誉町民条例 (昭和33年6月1日制定)  第1条 公共の福祉の増進又は文化の発展向上に貢献し、その功績が卓絶で世の敬仰を受けた本町住民又は本町に縁故の深い者には、三田川町民(以下「名誉町民」という。)の称号を贈ることができる。  以下省略  ・名誉町民 2名(いずれも故人)	なし	
<b>【宣言等の状況】</b> 主なもの			
三田川町	非核・平和宣言の町 (平成12年9月22日制定)		福祉のまちづくり宣言 (平成7年6月21日制定)
東脊振村	非核・平和宣言の村 (平成13年3月23日制定)		福祉のまちづくり宣言 (平成7年3月17日制定)

## 【先進事例】

市町村名	合併期日	調整方針	備考
あきるの市	平成7年 9月1日	市章は、新市において新たに定めるものとする。 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。 市民憲章、都市宣言については、新市において、調整する。	
篠山市	平成11年4 月1日	町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については新町において調整するものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。	人口要件変更により市へ
西東京市	平成13年1 月21日	市章は、新市において、調整する。 市の花、木、鳥は、新市において調整する。 市民憲章、都市宣言については、新市において、調整する。	
潮来市	平成13年 4月1日	町章 当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討期間を設け、新たに町章を制定するものとする。 町民憲章 当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討期間を設け、新たに町民憲章を制定するものとする。 町の花・木・鳥 当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討期間を設け、新たに花・木・鳥を制定するものとする。	人口要件変更により市へ
あさぎり町	平成15年4 月1日	町章、町民憲章、町花、町木、町鳥、町歌及びキャッチフレーズについては、新町で新たに定めるものとする。 宣言及び表彰については、新町において調整する。ただし、名誉町民は新町に引き継ぐものとする。	